

人権文化の花を咲かせよう

ぬくもり



こ じん けん 子どもの人権



ことうちゅうがっこう さんねん たにだ さ ゆ き
湖東中学校 三年 谷田 彩有希さん

なりたいな
すなおにかんしゃ
できる人

ことうだいさんしょうがっこう
湖東第三小学校
いちねん やまさき
一年 山崎 こひろさん

助け合い
心のバリアを
無くそうよ

のとがわみなみしょうがっこう
能登川南小学校
ごねん たけしげ そ な
五年 武重 初奈さん

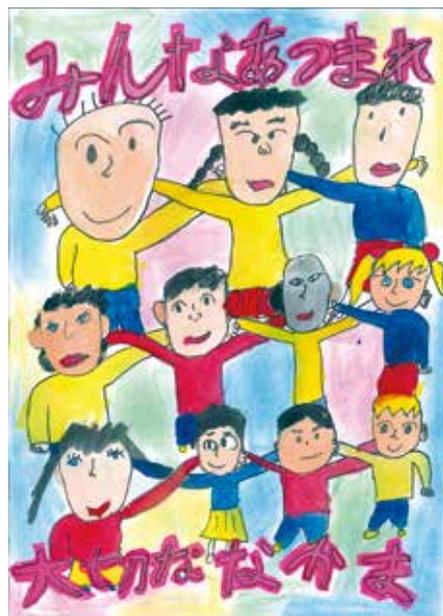


スマホより
ことばをかわす
つながりを

たまぞのちゅうがっこう
玉園中学校
にねん こばやし る い
二年 小林 瑠偉さん

人が作った
「差別」なら
人の力で
なくそう差別

い だ ひさかず
井田 寿一さん



ようかいちきたしょうがっこう さんねん かね か
八日市北小学校 三年 兼 ほの香さん



人と人つながって

「人権」は人が人らしく幸せに生きていくために、
社会で認められている権利です。

誰もが生まれながらにして持っていて、
誰からも侵されることのない、
かけがえのない基本的な権利です。

ことし
今年

子どもの権利条約31年目 権利条約採択(批准)26年目
になります

- 子どもに権利って、必要?
- 子どもの権利って、何がある?
- 権利条約には、どんなことがあるの?

こんな声が
聞こえて
きそうです

どの子どもが、差別なく大切にされ、自由に意見を述べたり、集えたりできる

どの子どもが、犠牲にならず、どの子にも救いの手が差し伸べられる

どの子どもが、伸び伸びと遊び、学ぶことができる

社会
をつくること

それが、**子どもの権利条約**です

それでも今、子どもを通して見える、**社会の課題**が…

いじめ・不登校・ひきこもり・虐待・インターネットによる人権侵害・性的指向・性自認…

個々の子どもの問題、家族の問題と決めつけていませんか

地域社会の一員として **わたし** の問題に

もくじ

- 2 子どもと人権(いのち)について
- 4 子どもと社会について
- 6 子どもと家庭について
- 8 子どもとネット社会について
- 10 子どもと日本の人権課題について

子どもと人権(いのち)について

「子どもの権利条約」とは

世界中の子どもたち一人一人に人間としての権利を認め、
子どもたちがそれらの権利を行使できるように決めた条約
この条約を結んだ国の取組を審査する監視機関として
「子どもの権利委員会」が国際連合に設置されている。

国際連合

1959年(昭和34年)「子どもの権利宣言」を採択
「名前、国籍を持つ権利」「教育を受ける権利」「遊ぶ権利」など、子ども固有の権利を宣言
1989年(平成元年)「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を国連総会で採択

日本では

1994年(平成6年)「子どもの権利条約」を批准。
同年、法務省と全国人権擁護委員連合会が「子どもの人権専門委員会」を設置



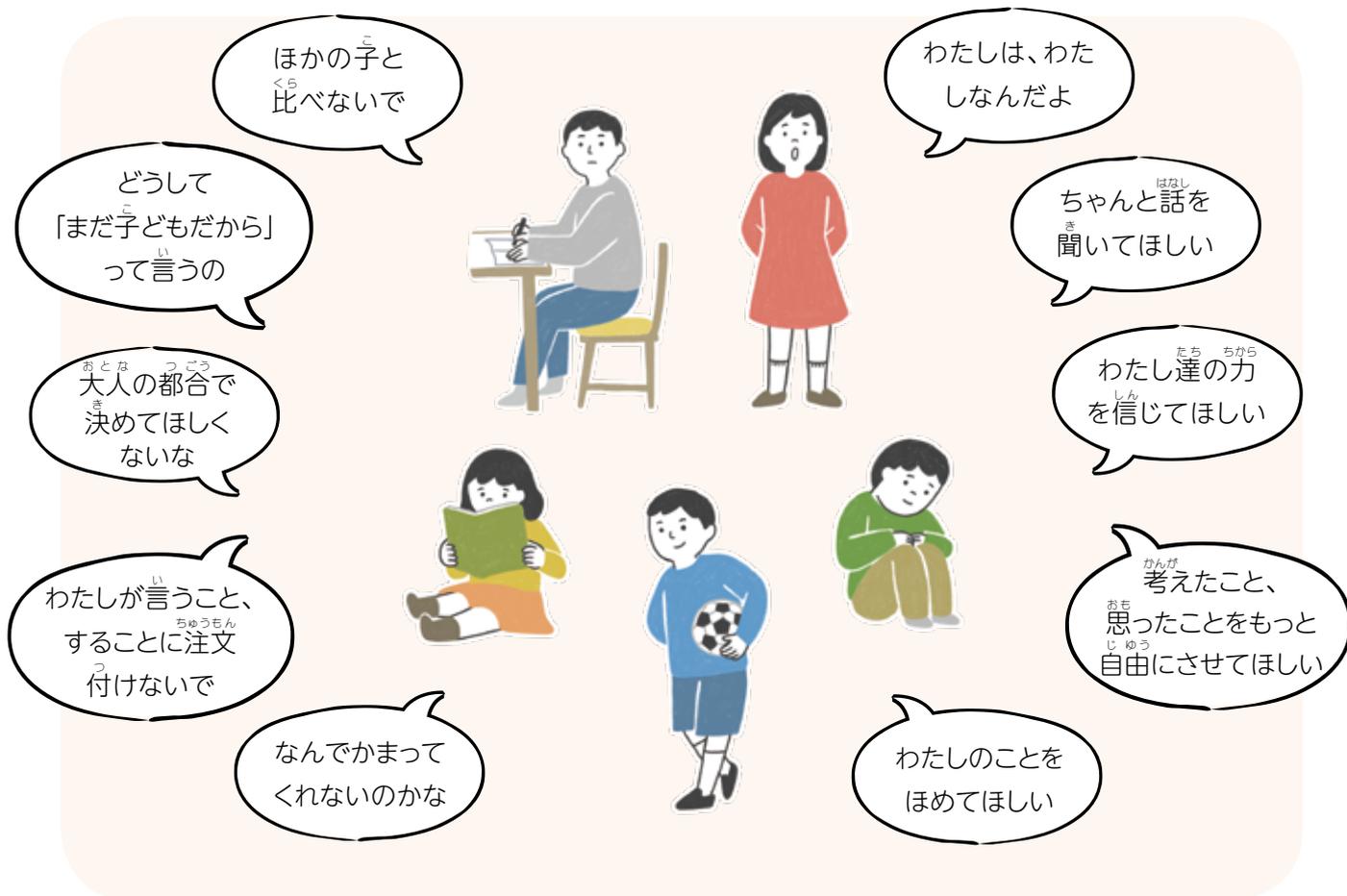
主な条文

「もっと知りたい!子どもの権利条約」人権学習ブックレット 滋賀県

- ♥第1条 子どもの定義
(18歳未満は子どもです)
- ♥第2条 差別の禁止
(どんな差別もいけません)
- ♥第3条 子どもの最善の利益
(子どもにとってもっともよいことを考える)
- ♥第6条 生命の大切さ、生存・発達の確保
(いのちがいちばん大切です)
- ♥第12条 意見表明権
(自分の意見を自由に言えます)
- ♥第13条 表現・情報の自由
(自分の思いを自由に表現できます)
- ♥第18条 親の第一次的養育責任と国の援助
(親は子どもを大切にしないではいけません)
- ♥第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護
(子どもに暴力をふるってはいけません)
- ♥第23条 障害のある子どもの権利
(だれでも権利は同じです)
- ♥第28条 教育についての権利
(すべての子どもは学ぶことができます)
- ♥第30条 少数民族・先住民の子どもの権利
(いろいろな文化を認め、大切にしましょう)
- ♥第31条 休息・余暇・遊び・文化的芸術家生活への参加
(ゆっくり休んだり、遊んだりできます)

確かめてみましょう

子どもたちは「生きる力」を発揮できているのでしょうか？



こんなことを言ったり、したりしていませんか

こんなことを聞いたりしていませんか

おたずねします

これはそうだと思うところにチェックをしてみてください

子どもたちへ

- かってに ひとのものをみないでほしい
- すぐに たたいたりしないでほしい
- かってに きめないでほしい
- じぶんのいうことを きいてほしい
- いっしょに あそんでほしい
- こどもらしくしなさいっていわないで

大人の皆さんへ

(子どもの頃（ころ）を思い出し（だ）してみてください)

- 秘密（ひみつ）を知られたくなかった
- 暴力（ぼうりょく）はやめてほしかった
- 自分のことは自分で決めたかった
- 自分の意見を聞いてほしかった
- もっとみんなと一緒に（いっしょ）過ごしたかった
- 子どもらしさの押し付け（おしつけ）はいやだった

子どもと社会について

いじめは「子どもの権利」を侵害する行為

- ◇『生きる権利』の侵害になります
いじめによって尊い命が奪われ、または自ら断ってしまうことが起こります
- ◇『育つ権利』の侵害になります
いじめによって、不登校やひきこもり、非行の原因になることがあります
- ◇『守られる権利』の侵害になります
いじめにより身体に傷を負ったり、金品を奪われたりします
- ◇『参加する権利』の侵害になります
いじめの被害者は仲間をつくることも上手くできなくなってしまいます



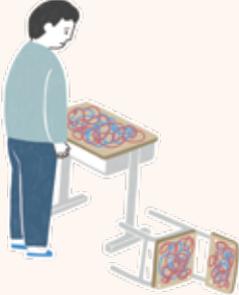
私は「傷ついて」いる

身体的な苦痛を与える

- 頭から土や水をかける
- 掃除用具などでたたく
- 髪の毛を引っ張る
- 校舎の裏やトイレなど人目のつかない場所などで殴ったり、けったりする

「仲間はずれ」にしていることを強く印象づけるような態度をとる

- □をさかない
- 急に話をやめてはなれる
- 一緒に遊ばない



相手が嫌がることをする、させる

- 教科書やノート、机などに落書きしたり、汚したりする
- 持ち物を取り上げる
- 他人をいじめさせる
- 靴やかばんなどをかくす
- 他人の荷物を持たせる



いじめの特徴

子どものいじめ問題ハンドブック 日本弁護士連合会/子どもの権利委員会

「する側」と「される側」の意識のズレ

- たいしたことがない ⇔ 傷ついている
- ふざけているだけ ⇔ 傷ついている
- 相手が悪い(自分は正しい) ⇔ 傷ついている

いじめはエスカレートする

- ▲ いじめの手法や手段が巧妙で陰湿に
- ▲ 集団で一人を
- ▲ 死へと追いつめることも

どの子どもがいじめの対象に

- ◆ 弱そうな子(運動が苦手・性格がおとなしい等)が標的
- ◆ 活発で自立つ子・優等生なども対象に
- ◆ 気に障ることを言った・した など、些細なことがきっかけに

確かめてみましょう

子どもの「いじめ」を見逃さない

いじめを受けているサイン、いじめをしているサインに気をつけましょう

チェック欄は2回、もしくは2人でできるように2つあります

いじめのサイン発見チェックシート

朝(登校前)

- 朝起きてこない。
ふとんからなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、
学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、
だまって食べるようになる。



夜間(就寝後)

- 寝つきが悪かったり、
夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う持ち物がなくなったり、
こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキを
されたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夕(下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる 集中力がない。
- 家からお金を持ちだしたり、
必要以上にお金をほしがる。
- 遊びの中で、笑われたり、
からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

夜(就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友達の話題がへった。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズあとがある。

(政府広報 | 文部科学省 より)

いじめをしている側のサイン

「いじめ」をしていますか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出てることがあります

- 言葉遣いが荒くなる。言うことをきかない。
人のことをばかにする。
- 買った覚えのないものを持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。
おこづかいでは買えないものを持っている。



小中連携の中で、各中学校区ごとに、いじめをなくす取り組みを、生徒会・児童会を中心に実践しています。

- クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です
- 休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。
- 「あれ？」もしかしてと思ったら・・・ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校に相談しましょう。



子どもと家庭について

身体的虐待

- 戸外に締め出される
- なぐられる、けられる
- 激しく揺さぶられる



ネグレクト

- 家に閉じ込められる
- 食事をもらえない
- 極端に不潔な環境で生活させられる



心理的虐待

- きょうだい間で差別される
- 家庭内で暴力・暴言を見る・聞く
- 無視される
- 暴言を浴びせられる

性的虐待

- 性関係を強要する
- わいせつな行為
- 性器を触られる・触らされる

しつけと虐待は、違います

しつけとは、基本的な生活習慣や生活能力、他人への思いやりや社会のルール・マナーなど、生きていくために必要なことを身につけられるよう、繰り返し働き掛けることです。

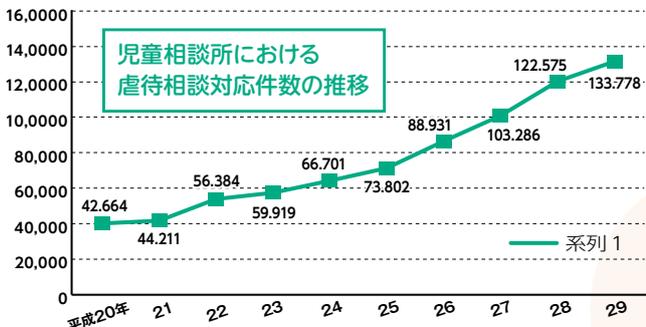
保護者がしつけのためと考えても、その行為自体が子どもの体や心を傷つけるものであれば、それはしつけではなく虐待です。

子どもの目の前での暴力も虐待になります

「面前DV」は、児童虐待にあたります。被害を受けた子どもは過度の緊張・暴力・不登校など、いろいろなSOSを出すようになります。



子どもの虐待は 増えている



H22は、福島県を除いて集計した数値 資料:厚生労働省

増えている理由は...

- ◇ 核家族の増加、地域とのつながりの希薄化で育児をする保護者が孤立化しているため
- ◇ 「189(いちはやく)」の周知や様々な虐待事案の報道などから通告への意識が高まったから
- ◇ 子どもの前でのDV(面前DV)も虐待と定められ、警察からの通告がふえたため

地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、気になることがあれば
相談機関へつなげることが大切です。

確かめてみましょう

子どもの様子

不自然に
子どもが保護者に
密着している

子どもの
言動が乱暴

子どもが
保護者を
怖がっている

体重・身長が
著しく
年相応でない

子ども側の要因

- よく泣く
なかなか泣きやまない
- 癪が強く、なだめにくい
- こだわりが強い
要求を強く表す
- 慢性疾患や障害がある
など

子どもと保護者の
視線が
ほとんど合わない



ひどく緊張
している

こんなことが見られたら・・・虐待が疑われる(SOSのサイン)

保護者の様子

保護者側の要因

- 仕事や人間関係などで過度なストレスがある
- 産後うつ病やアルコール依存症などの精神疾患などで精神的に不安定
- 予期しない妊娠・出産で子どもに愛情が持てない
- 自分自身が虐待された経験がある
など

泣いても
あやさない
保護者が子どもの
養育に関して
否定的／無関心

保護者が
「死にたい」
「殺したい」
「心中したい」
などと言う



家庭内が
著しく不衛生
である

大きな声で
子どもを叱る。
ののしる

子どもが受けた外
傷や状況と保護者
の説明につじつまが
合わない

家庭関係の要因

- 生計者の失業や転職などで、経済的に不安定
- パートナーとの不仲
- 孤立した子育て環境 など

周りでできることは

子育てを温かく見守ってください。

周囲のさりげないかわりが、親子の心の支えになります。
子育てに悩む親の相談相手になったり、孤立を防ぐように
あいさつや手伝いをするなど、手を差し伸べてください。
親のネットワークが広がれば、子育てへの支援がふえ、親
の負担も軽くなります。

「気づき」から「つなげる」へ

虐待の早期発見は、子どもだけでなく、その保護者
を救うことにもつながります。
虐待かどうか迷う場合でも、ためらわずに、ご連絡
ください。

お電話ください

児童相談所全国共通ダイヤル TEL.189
こども相談支援課 TEL.0748-24-5663
ぎゃくたいホットライン TEL.0748-24-5687

子どもとネット社会について

昔

「テレビばかり見ていたら…になるぞ」…でも、そんな子はいませんでしたね。

今

「インターネットばかりしていたら、ダメになるぞ」と、言っていないですか。

インターネットが日常生活の一部になっている、役立つ道具になっている今、どうすれば正しい使い方が身につくのか、何が間違った使い方になるのか「人権」の視点から考えてみましょう。

友だちの友だちは、友だち! それって本当?

あるお母さんのつぶやきです。子どもは「友だちだ!」と言い、お母さんは「本当に?」と投げかけられます。

友だちがいないより、いた方がいいことは分かります。ただ、顔も知らない友達がたくさんいることに意味があるかということです。

友だちの人数が多いことがえらい(素晴らしい)のではないことを教えましょう。



はいポーズ!この写真イイね。SNSにあげてみたいな! アップして大丈夫?

子どもは、ネットにつながる機器を使いこなします。いろいろなものをネットにアップする方法も知っています。ただ、ネットにアップした瞬間に、リスクが発生することまで分かっているとは言えません。

一度アップした写真はネット上に残り、位置情報による居場所の特定、肖像権の侵害、著作権の侵害等がついてまわります。

一呼吸して「これ大丈夫」かをよく考えて、あぶなそうならやめる勇気が大切なことを教えましょう。



このアプリおもしろいよ。ダウンロードしてみよう! クリックの前が大切って知っている?

スマホの画面に、いろいろなアプリが顔を覗かせているのではないのでしょうか。その一つ一つには「利用規約」があって、「同意する」をクリックしないと使えないことになっています。利用規約を読んだということですね。

実は、大切なことがすべて利用規約には書かれてあります。例えば、「このアプリをダウンロードすると、あなたのスマホにある電話帳のデータをコピーし、第三者に譲渡します」といったことです。

利用規約に「電話帳をコピーする」「写真データをコピーする」を見つけたら、個人情報情報が漏れるということを教えましょう。



「楽しいから」「おもしろいから」「ちょっとふざけてやっただけ」これらの言葉には、その後起こるかもしれない「危険性・リスク」を感じていない、考えられていないことが予想できそうです。

子どもたちを守るために、加害者にも被害者にもさせないために、相手のことをどれだけ考えられるか、相手が嫌だ・嫌がることはしないということを教えましょう。

確かめてみましょう



子どもにいやな思いをさせないかな。泣かれないかな。
ではないのです。

今、泣かせてはいけない、傷つけてはいけないのではなく、
子どもの将来を奪うことになる状況をそのままにしないこと。
子どものこれからをしっかりと考えましょう。

子どものネットトラブルに青ざめる 長谷川 陽子

知っておきたい三つの「見守り機能」

- 制限付きモード～YouTube、ツイッター等の動画視聴の制限
- 「この時間帯は、LINEに投稿があったことを知らせない」という設定
- 「ジオタグ」(位置情報を示すデータ)をオフにする設定～写真を撮った場所の緯度・経度情報

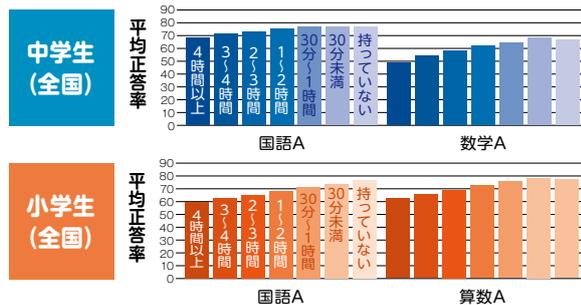
今からできる「ネット利用ルールの作り方」

- ◆ お子さんが使っているゲーム名やサービス名、知ってます？
 - 「知る」と「干渉する」ことは違う
 - ルールは実践してこそ、意味がある
- ◆ 子どもだけのルールはダメ。親もいっしょに守ること
 - ルール作りは、子どもを守ること。やっていいこと、いけないことの「意識づけ」ができる
- ◆ 「1日のタイムスケジュール」を見直してみましょう
 - スケジュールを立てることは、時間を見える化すること
 - 自分の「生活リズム」を把握する
- ◆ ルールは子どもの成長に合わせて変えるのがコツです
 - 年齢でなく、習得スピードに合わせて
- ◆ スマホやゲーム機を体から離す時間を作りましょう
- ◆ 子どもが具体的にイメージできるように伝えてみましょう

スマートフォン・ケータイ利用時間が短いほど平均正答率が高い

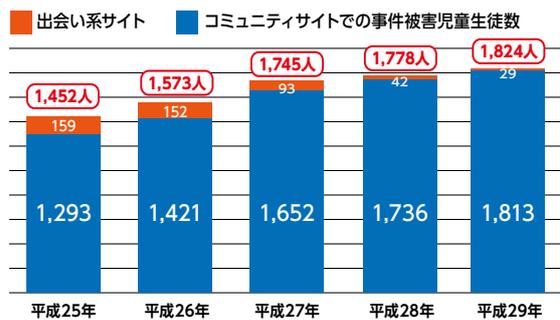
平成28年度の全国学力・学習状況調査の結果からは、下記グラフのようにスマートフォン・ケータイ利用と学力との関係が分かります。

スマートフォン・ケータイ利用(インターネット)と平均正答率との関係



その一方で、市内では中学生の全体の3割以上(34.7%)が1日に2時間以上の利用をしているという現状があります。

子どもたちが被害に遭っているのは 出会い系サイトだけではなく SNSと呼ばれるコミュニティサイトが多い



平成29年中に出会い系以外の交流サイト(コミュニティサイト)を通じて被害に遭った18歳未満の児童生徒は1,813人で、5年連続で過去最高です。(全国)

子どもと日本の人権問題



性的指向・性自認の人権問題

自分自身の性指向や性自認についてははっきりしていない子どもたちもいるはずですが、しかし、はっきりしていなくても「何か他の子どもと違う」と感じている子どももいるのです。5%~8%といった統計上の数字も出ています。

成長とともに本人にとってこれらのことは大きな課題となるのですが、偏見による周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な扱いを受けたり、時には職場を追われるなど、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。



障害者の人権問題

障害のある子どもも障害のない子どもすべての子どもにとって住みよい平等な社会づくりを進めていく必要があります。社会のすべての人々が障害のある子どもに対して十分に理解し、配慮していくことが必要です。

ノーマライゼーションの理念を一層定着させることは、障害のあるすべての人の自立と社会参加を促進することにつながります。

今年(2020年)は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の年です。障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の推進によって、共生社会を実現するため、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。



外国人の人権問題

市内では、およそ3800人の外国籍の方が住まわれています。(令和元年11月現在)仕事の関係からいけば、もっと多くの方が市内で活動されていることが考えられます。中学生までの子どもも500人近くが生活をしています。

共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。



災害に伴う人権問題

福島第一原子力発電所事故の影響による避難生活の長期化に伴うトラブルや、被災地からの避難者に対するいじめなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。

一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

参考:法務省啓発活動強調事項17項目より

人けん週間

八日市西小学校 三年

東 志生さん

お兄さんがなんで自まつしたのかを、私は考えてみました。

お兄さんは、たくさんの人たちから、たたかれたり、けられたり、悪口を言われていました。毎日、毎日、一年ぐらいいぼつ力をされてきました。

相だんをする気がおこらなかつたのは、言ってもだれもしんじてくれないと思つたからです。みんなむししてお兄さんをたすけてくれなかつたから自まつしました。お兄さんはきつと、いやで、悲しくて、こわかつたし、さみしかつたと思います。そんな時に友だちがいたらよかつたし、たすけたらよかつた。

いじめられた人は、ゆう気をを出して相だんすることが大事です。こまつている人がいたら「ダメだよ」と言つてあげる。

クラスみんながなかよくするように、ぼつ力をなくしていきたいです。

自分の人権・友達の人権

八日市南小学校 六年

柴田 彩夏さん

私は二年生のころ、友達に無視されていたことがある。無視されるといいことは、一人ぼっちということだ。何をするときも一人で、いっしょに話したりする人もいないということだ。無視されるととてもさみしいし、とても悲しい。私もこの気持ちを味わつたことがある。でもその気持ちを味わつたことがある私も友達を無視してしまつた時がある。友達にさざわつて無視してしまつた。無視はイジメと同じものだから知つていたし、わかっていたが無視しようと言われた時、ことわるができなかつた。だから私は今でも無視した友達に申しわけないと思つている。

無視をするということは、相手の人権を傷つけているということだ。無視をしていて楽しいと思つたことはないし、されても楽しいとは思えない。いやなことがあつたのであれば家族や先生に相談すればいい。人の人権を傷つけてまで、幸せになる権利はないと私は思つた。

祖母の涙

永源寺中学校 三年

谷 ひなたさん

私は今、祖母と一緒に住んでいます。祖母も歳で、最近私たちの部屋に入ってきてはしつこく予定を聞いてきたり、おやつをねだつたりします。そんな祖母に私は正直、うんざりしていました。そんなある日の夜遅く、私が部屋で勉強をしていると、一階から父のどなり声が聞こえました。急いで一階に行くと、父は祖母をどなりつけていたのです。「なにしてんの」と私が止めに入り、話を聞くと、祖母は深夜になつても風呂に入らないのでなつたそうです。私が大丈夫と聞くと、祖母は泣いて面倒かけてごめん、と何度も謝り、自分をけなすのです。そんな祖母を邪魔に思つた私はなんて最低なんだと思ひました。

人は皆平等です。それは年配の方だつて一緒なんです。思い通りにならないからつてどなりつけられていいはずがない、私はそう思うのです。この機会に子どもだけでなく大人の人たちにも、人権とは何か、見つめ直してほしいのです。

東近江市人権学習冊子

めぐもり

作成 令和2年3月
東近江市教育委員会生涯学習課
〒527-8527東近江市八日市緑町10番5号
TEL: 0748-24-5672
I P: 050-5801-5672
FAX: 0748-24-1375

イラスト 洞 智子



人権についての相談窓口

- 法務局「みんなの人権110番」 TEL.0570-003-110
- 法務省インターネット人権相談受付窓口 インターネット人権相談
- (公財) 滋賀県人権センター「人権相談室」 TEL.077-527-3885
- 滋賀県権利擁護センター TEL.077-566-0110
- 東近江市人権・男女共同参画課 TEL.0748-24-5620
IP050-5801-5620